

平成30年9月定例会 経済委員会（事前）

平成30年9月7日（金）

〔委員会の概要 労働委員会関係〕

来代委員長

ただいまから、経済委員会を開会いたします。（10時34分）

直ちに、議事に入ります。

これより、当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、労働委員会関係の調査を行います。

労働委員会関係の9月定例会提出予定議案はありませんが、この際、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】（資料1）

- 調整事件について
- 個別的労使紛争解決サービスの運用状況について

相田労働委員会事務局長

今定例会で御審議いただく提出予定議案はございませんが、この際、2点御報告を申し上げます。

お手元の報告資料1ページを御覧ください。

1の調整事件についてでございますが、終結した事件が1件、新規に申請のあった事件が1件ございます。調整事件とは、労働組合と使用者の間で発生した労働争議について、両者の自主的な解決が図られるよう、労働委員会において必要な手助けを行うものでございます。

終結した事件につきましては、使用者の業種は道路貨物運送業で、平成30年4月6日に、誠実な団体交渉の実施を求めて、労働組合からあっせんの申請があったものでございます。この事件につきましては、3回のあっせんを行った結果、今後の団体交渉の進め方について労使双方が合意し、解決したものでございます。

次に、新規に申請のあった事件につきましては、使用者の業種は医療業で、平成30年7月9日に、誠実な団体交渉の実施を求めて、労働組合からあっせんの申請があったもので、現在、円満な解決に向け、あっせんを実施しているところでございます。

続きまして、報告資料の2ページを御覧ください。2の個別的労使紛争解決サービスの運用状況についてでございます。個別的とは、労働組合と使用者の紛争ではなく、個々の労働者と使用者の紛争ということでございまして、この表は、個別的労使紛争解決サービスに係る平成30年4月1日から8月31日までの運用状況でございます。

表の一番上の欄、相談の件数につきましては、116件となっております、その下の欄、あっせん申請は、4件となっております。この4件のうち、2件が終結してございまして、その下でございますが、双方の合意成立により解決に至ったものが1件、取下げが1件となっております。なお、最下段のとおり、現在係属中のものが2件ございます。

また、この表にはございませんが、相談の内容につきましては、パワハラや嫌がらせに

関する相談が最も多く、次いで、退職に関する相談、解雇に関する相談の順となっております。

以上で報告を終わらせていただきます。

御審議のほど、どうかよろしくお願い申し上げます。

来代委員長

以上で、報告は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件とする申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

達田委員

今、御報告を頂きました相談内容で、パワハラ等嫌がらせとか、お答えいただいたんですが、それぞれの件数をお知らせいただけますか。

阿部調整課長

それぞれ件数でございますが、116件のうち、最も多いのがパワハラ・嫌がらせの37件でございます。2番目が退職ということで21件。その次、3番目に多いのが解雇でございます、19件でございます。

以下、復職の17件、それから労働契約の12件といったような内訳になってございます。

達田委員

是非、労働者の利益に応じて取組を進めていただきますようお願いいたします。

来代委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、労働委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（10時38分）